

最終改正:令和7年4月1日寄附行為第61号

改正内容:令和7年4月1日寄附行為第61号[令和7年4月1日]

○学校法人東洋大学寄附行為

昭和26年3月5日施行

改正

昭和32年11月1日
昭和33年6月5日
昭和34年10月31日
昭和35年7月22日
昭和36年3月31日
昭和38年1月28日
昭和38年4月5日
昭和38年12月27日
昭和39年9月30日
昭和41年1月25日
昭和46年2月25日
昭和48年6月12日
昭和51年8月17日
昭和52年4月13日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和57年8月17日
昭和59年12月22日
昭和60年10月2日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成4年4月1日
平成7年4月1日
平成7年4月26日
平成9年4月1日
平成11年12月21日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年7月30日
平成15年12月19日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成19年5月28日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成21年6月4日
平成23年4月1日
平成25年4月1日
平成25年4月24日
平成26年4月1日
平成26年5月1日
平成27年4月1日
平成27年5月25日
平成27年8月17日
平成28年4月1日
平成28年5月23日
平成28年11月21日
平成29年4月1日

平成29年10月25日
平成30年4月1日
平成30年4月1日
平成30年5月28日
平成31年1月17日寄附行為第2号
令和元年5月27日寄附行為第98号
令和2年4月1日寄附行為第37号
令和3年4月1日寄附行為第37号
令和3年7月1日寄附行為第143号
令和4年7月1日寄附行為第92号
令和5年4月1日寄附行為第4号
令和6年4月1日寄附行為第4号
令和6年12月19日寄附行為第199号
令和7年4月1日寄附行為第61号

学校法人東洋大学寄附行為

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条—第4条)
- 第3章 機関の設置(第5条—第6条)
- 第4章 理事会及び理事
 - 第1節 理事の選任及び解任等(第7条—第11条)
 - 第2節 理事会及び理事の職務等(第12条—第16条)
 - 第3節 理事会の運営(第17条—第21条)
- 第5章 監事
 - 第1節 監事の選任及び解任等(第22条—第27条)
 - 第2節 監事の職務等(第28条—第31条)
- 第6章 学長及び校(園)長並びに事務局長(第32条—第33条)
- 第7章 評議員会及び評議員
 - 第1節 評議員の選任及び解任等(第34条—第37条)
 - 第2節 評議員会及び評議員の職務等(第38条—第41条)
 - 第3節 評議員会の運営(第42条—第50条)
- 第8章 理事会と評議員会の協議(第51条)
- 第9章 会計監査人
 - 第1節 会計監査人の選任及び解任等(第52条—第56条)
 - 第2節 会計監査人の職務等(第57条)
- 第10章 総長及び顧問(第58条—第59条)
- 第11章 予算及び事業計画(第60条—第61条)
- 第12章 役員及び評議員の報酬(第62条)
- 第13章 役員又は会計監査人の損害賠償責任(第63条—第64条)
- 第14章 資産及び会計(第65条—第74条)
- 第15章 寄附行為の変更(第75条)
- 第16章 解散及び合併(第76条—第78条)
- 第17章 補則(第79条—第81条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東洋大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区白山五丁目28番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)に従い、私立学校及び教育研究施設を設置して、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき教育及び研究を行うことを目的とする。
(設置する学校の名称)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東洋大学

大学院

文学研究科

社会学研究科

法学研究科

経営学研究科

理工学研究科
経済学研究科
国際学研究科
国際観光学研究科
国際地域学研究科
生命科学研究科
社会福祉学研究科
ライフデザイン学研究科
福祉社会デザイン研究科
総合情報学研究科
食環境科学研究科
情報連携学研究科
健康スポーツ科学研究科

文学部第1部

哲学科
東洋思想文化学科
日本文学文化学科
英米文学科
英語コミュニケーション学科
史学科
教育学科
国際文化コミュニケーション学科

文学部第2部

東洋思想文化学科
日本文学文化学科
教育学科

経済学部第1部

経済学科
国際経済学科
総合政策学科

経済学部第2部

経済学科

経営学部第1部

経営学科
マーケティング学科
会計ファイナンス学科

経営学部第2部

経営学科

法学部第1部

法律学科
企業法学科

法学部第2部

法律学科

社会学部第1部

社会学科
国際社会学科
社会文化システム学科
メディアコミュニケーション学科
社会心理学科

社会福祉学科

社会学部第2部

社会学科
社会福祉学科

理工学部

機械工学科
生体医工学科
電気電子情報工学科
応用化学科
都市環境デザイン学科
建築学科

国際学部

グローバル・イノベーション学科

国際地域学科

国際観光学部

国際観光学科

国際地域学部

国際地域学科

生命科学部

生命科学科

応用生物科学科

生体医工学科

生物資源学科

ライフデザイン学部

生活支援学科

健康スポーツ学科

人間環境デザイン学科

総合情報学部

総合情報学科

食環境科学部

食環境科学科

フードデータサイエンス学科

健康栄養学科

情報連携学部

情報連携学科

福祉社会デザイン学部

社会福祉学科

子ども支援学科

人間環境デザイン学科

健康スポーツ科学部

健康スポーツ科学科

栄養科学科

通信教育部

(2) 東洋大学附属姫路高等学校全日制課程普通科

(3) 東洋大学附属姫路中学校

(4) 東洋大学附属牛久高等学校全日制課程普通科

(5) 東洋大学附属牛久中学校

(6) 東洋大学京北高等学校全日制課程普通科

(7) 東洋大学京北中学校

(8) 京北学園白山高等学校全日制課程商業科

(9) 東洋大学附属京北幼稚園

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事17名以上23名以内

(2) 監事3名以上5名以内

2 この法人に、評議員39名以上46名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

4 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、理事選任機関が選任した次の各号に掲げる者とする。

(1) 東洋大学の学長(以下「学長」という。)

(2) 附属高等学校等の校長及び園長(以下「校(園)長」という。)のうちから1名

(3) この法人の事務局長

(4) この法人の設置する大学を卒業した者のうちから5名以上7名以内

(5) この法人の設置する大学の教職員のうちから4名以上6名以内

- (6) 学識経験者のうちから5名以上7名以内
- 2 前項各号(第1号及び第3号を除く。)の理事については、別に定める規則により候補者を選出する。
- 3 第1項第1号から第3号及び第5号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失う。
- 4 理事選任機関は、第1項第4号から第6号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。
- (理事の資格及び構成)
- 第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
- (理事の任期)
- 第9条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の後任として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 理事は、再任されることができる。
- (理事の解任及び退任)
- 第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任機関の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- (理事に欠員を生じた場合の措置)
- 第11条 理事は、第5条に定める定数下限を下回ることとなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。
- 2 理事のうち、その定数下限の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。
- 3 第7条第1項各号の理事の定数下限を下回つた場合は、補充しなければならない。
- ## 第2節 理事会及び理事の職務等
- (理事会の構成)
- 第12条 理事会は、全ての理事で組織する。
- (理事会の権限)
- 第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- (理事の職務)
- 第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち1名を理事長とし、別に定める規則により候補者を選出し、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様に、理事会の決議によって解職する。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち3名以内を常務理事とし、別に定める規則により候補者を選出し、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様に、理事会の決議によって解職する。
- 4 常務理事をもつて私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 5 理事(理事長を除く。)のうち1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 6 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 7 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 8 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 9 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常務理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行つた者が別に定められている職務を除く。)を行う。
- 10 理事長は、業務執行に当たり常務理事会を組織する。
- 11 常務理事の職務権限及び常務理事会の運営に関する事項については、理事会が別に定める。
- 12 事務局長は、理事長及び代表業務執行理事並びに常務理事の命を受けて事務局間等の連絡調整に当たり、この法人の事務を統括する。
- 13 理事長、代表業務執行理事、常務理事、学長及び事務局長は、常勤の理事とする。
- 14 理事会の運営に関する事項及び会議に関する事項については、この寄附行為に定めるものほか、別に定める。
- (代表権の制限)
- 第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- (理事の報告義務)
- 第16条 理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- ## 第3節 理事会の運営
- (招集)
- 第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、別に定める規則により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。委任状による出席は、認めない。
(決議及び議事)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - (3) 残余財産の帰属者の決定

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (2) この法人の合併

- 4 第1項の特別の利害関係を有する理事は、理事会の同意を得たときは、当該議事について意見を述べることができる。
(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下第49条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 監事の選任及び解任等

(監事の選任)

第22条 監事は、別に定める規則により候補者を選出し、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。
- 3 評議員会は、監事の総数が3名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の後任として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、再任されることがある。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
 - 3 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
(監事に欠員を生じた場合の措置)
- 第27条 監事は、第5条に定める定数下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
- 2 監事のうち、その定数下限の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。
- ### 第2節 監事の職務等
- #### (監事の職務)
- 第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。
- #### (常任監事の選定及び解職)
- 第29条 監事のうち1名を常任監事とし、評議員会の意見を聴いて理事長が選定する。常任監事を解職するときも、同様とする。
- 2 常任監事をもって私立学校法第145条の常勤の監事とする。
- #### (調査権限等)
- 第30条 監事は、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則(昭和25年3月14日文部省令第12号)で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- #### (理事の行為の差止め)
- 第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- ### 第6章 学長及び校(園)長並びに事務局長
- #### (学長及び校(園)長の選任及び解任)
- 第32条 学長及び校(園)長は、別に定める規則により候補者を選出し、理事会の決議によって選任する。学長及び校(園)長を解任するときも、同様に、理事会の決議によって解任する。
- #### (事務局長の選任及び解任)
- 第33条 事務局長は、事務局部長職にある職員のうちから理事長が選任する。事務局長を解任するときも、同様とする。
- ### 第7章 評議員会及び評議員
- #### 第1節 評議員の選任及び解任等
- #### (評議員の選任)
- 第34条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) この法人の設置する大学を卒業した者で年齢満25年以上の者のうちから14名以上16名以内
 - (2) この法人の設置する大学の教員のうち学部長を含む6名以上8名以内
 - (3) この法人の設置する高等学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長のうちから互選した3名
 - (4) この法人の設置する大学の事務職員のうちから2名以上3名以内
 - (5) 学識経験者 14名以上16名以内
- 2 前項第1号及び第5号の評議員は、別に定める規則により、評議員選任委員会において選任する。
- 3 第1項第2号及び第4号の評議員は、別に定める規則により選出し、理事長が選任する。
- 4 第1項第3号の評議員は、理事長が選任する。
- 5 第2項に規定する評議員選任委員会は、別に定める規則による理事及びその理事の数を超える数の評議員で構成する。
- 6 第1項第2号から第4号の評議員は、その職を退いたとき又はこの法人の教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失う。
- 7 第1項各号の評議員の定数下限を下回った場合は、補充しなければならない。
- 8 評議員選任委員会は、評議員の数が第1項第1号及び第4号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任すること

ができる。

9 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行う。

10 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、別に定める。

(評議員の資格)

第35条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第36条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第37条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したもの決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第38条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第39条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮詢に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

(5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) 寄付金品の募集に関する事項

(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第40条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第41条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第42条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第43条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができます。

できる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第44条 前条第2項の規定による請求があつた日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第45条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第43条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第46条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第47条 評議員会に議長及び副議長を置き、評議員の互選によって定める。

2 議長及び副議長の任期は、評議員会で定める。

3 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 書面又は電磁的方法をもって議長を含む他の評議員に委任した評議員は、評議員会に出席したものとみなす。この場合において、評議員は、委任事項を明示することにより、他の評議員に委任して表決することができる。

(決議及び議事)

第48条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 第1項の特別の利害関係を有する評議員は、評議員会の同意を得たときは、当該議事について意見を述べることができる。

(議事録)

第49条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第50条 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第8章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第51条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行う。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第9章 会計監査人

第1節 会計監査人の選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第52条 会計監査人は、別に定める規則により候補者を選出し、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第53条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、再任されることができる。

(会計監査人の解任)

第54条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。
- (会計監査人の選任及び解任等に関する手続)
- 第55条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
 - 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 - 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。
- (会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第56条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

- 第57条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。
- 2 会計監査人は、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第10章 総長及び顧問

(総長)

- 第58条 この法人に、総長を置くことができる。
- 2 総長は、理事会の議に基づいて推戴する。
 - 3 総長は、この法人の運営について高い見地から必要な助言を行う。
 - 4 総長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

(顧問)

- 第59条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長が理事会の決議によって委嘱する。
 - 3 顧問は、この法人の運営又は教育及び学術研究に関する事項について、理事長の求めに応じ必要な助言を行う。
 - 4 顧問の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

第11章 予算及び事業計画

(会計年度)

- 第60条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 第61条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

第12章 役員及び評議員の報酬

(役員及び評議員の報酬)

- 第62条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
 - 3 役員、評議員及び会計監査人以外のこの法人の役職に関する報酬については、第1項の規定を準用する。

第13章 役員又は会計監査人の損害賠償責任

(責任の免除)

- 第63条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合

合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があつた場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第64条 理事(理事長、代表業務執行理事、常務理事及びこの法人の教職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第14章 資産及び会計

(資産)

第65条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第66条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて編入する。

(重要な基本財産の処分の制限)

第67条 重要な基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り、処分することができる。

(積立金の保管)

第68条 基本財産及び運用財産のうちの積立金は、次に掲げる方法により理事長が保管する。

(1) 有価証券の購入

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(3) 銀行への預金又は郵便貯金

(経費の支弁)

第69条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもつて支弁する。

(会計)

第70条 この法人の会計については、この寄附行為に定めるもののほか、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第71条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第72条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第73条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第79条第2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、評議員以外の者から役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第74条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第15章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第75条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び

第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第16章 解散及び合併

(解散)

第76条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第77条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第78条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第17章 補則

(情報の公表)

第79条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときは、寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したときは、これらの書類の内容

(公告の方法)

第80条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(規則等の制定)

第81条 この法人の規則等は、この寄附行為に定めるもののほか、理事会において別に定める。

附 則

1 この法人は、当分の間、学校教育法第98条により存続する東洋大学及び東洋大学専門部を設置する。

2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、次のとおりとする。

理事長 小林啓善

常務理事 三沢元貴

常務理事 大塚又七

理事 橋高倫一

理事 岡本喜一

理事 中武三

監事 国井淳一

監事 坂本貢

3 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行わなければならない。

4 第2項の役員は、組織変更後のこの規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則(昭和36年3月31日)

1 この規定は、昭和36年3月31日(文部省認可日)から施行する。

2 この規定により増員された役員及び評議員の任期については、この規程改正の際に在職する役員及び評議員の任期と同様とする。

附 則(昭和54年4月1日)

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年8月17日)

この寄附行為は、昭和57年8月17日から施行する。

附 則(昭和59年12月22日)

この寄附行為は、昭和59年12月22日から施行する。

附 則(昭和60年10月2日)

1 この寄附行為は、所轄庁の認可を受けた日(昭和60年10月2日)から施行する。

(経過措置)

2 この寄附行為施行の際、現に在任する理事長、常務理事、理事、監事、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中それぞれこの寄附行為により選任された者とみなす。

附 則(平成2年4月1日)

平成2年3月22日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日)

1 平成2年12月21日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東洋大学の工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成4年4月1日)

平成3年12月20日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

1 平成6年12月1日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東洋大学の工学部土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成7年4月26日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成7年4月26日)から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

平成8年12月19日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日)

1 平成9年2月28日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この寄附行為は施行の際、現に在任する第21条第2項第2号の評議員のうち選挙による者の任期が終了するまでの間は、第21条第2項に規定する評議員定数の「57名」とあるのは「58名」とし、第21条第2項第2号中「15名」とあるのは「16名」とする。

附 則(平成11年12月21日)

1 本改正寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月21日)から施行する。

2 前項にかかわらず、文部大臣認可の日の前日に理事である者については、その任期が終了するまでは従前の寄附行為を適用する。

附 則(平成12年4月1日)

平成11年7月28日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

平成12年5月24日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

1 平成12年10月11日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東洋大学文学部第2部国文学科、経営学部第1部商学科及び法学部第1部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成13年4月1日)

平成12年12月21日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月30日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年7月30日)から施行する。

附 則(平成15年12月19日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年12月19日)から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東洋大学の第1部印度哲学科及び第2部印度哲学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成17年4月1日)

平成16年11月30日付文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

平成17年3月31日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 東洋大学の工学部電気電子工学科及びコンピュテーション情報工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成18年4月1日)

平成17年12月5日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月28日)

この寄附行為は、平成19年5月28日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

- 1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 東洋大学の経済学部第1部社会経済システム学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成21年4月1日)

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 東洋大学の工学部機械工学科、電子情報工学科、応用化学科、環境建設学科及び建築学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成21年6月4日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年6月4日)から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

- 1 平成23年1月17日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第21条第2項第4号の評議員の任期は、第21条第3項の規定で定めるほか平成24年11月26日までとする。

附 則(平成25年4月1日)

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月24日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成25年4月24日)から施行する。
(経過措置)
- 2 この寄附行為施行の際、現に在任する第21条第2項第2号の評議員の任期が終了するまでの間は、第21条第2項に規定する評議員定数のうち「63名以内」とあるのは「64名以内」とし、第21条第2項第2号中「16名以内」とあるのは「17名以内」とする。

附 則(平成26年4月1日)

平成26年1月31日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月1日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成26年5月1日)から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

平成27年3月2日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月25日)

この寄附行為は、平成27年5月25日から施行する。

附 則(平成27年8月17日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年8月17日)から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日)

この寄附行為は、平成28年5月23日から施行する。

附 則(平成28年11月21日)

この寄附行為は、平成28年11月21日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月25日)

この寄附行為は、平成29年10月25日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日寄附行為第125号)

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月28日寄附行為第127号)

この寄附行為は、平成30年5月28日から施行する。

附 則(平成31年1月17日寄附行為第2号)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成31年1月17日)から施行する。

附 則(令和元年5月27日寄附行為第98号)

この寄附行為は、2019年5月27日から施行する。

附 則(令和2年4月1日寄附行為第37号)

2020年3月18日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日寄附行為第37号)

この寄附行為は、2021年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日寄附行為第143号)

この寄附行為は、2021年7月1日から施行する。

附 則(令和4年7月1日寄附行為第92号)

この寄附行為は、2022年7月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日寄附行為第4号)

この寄附行為は、2023年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日寄附行為第4号)

この寄附行為は、2024年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月19日寄附行為第199号)

1 2024年12月19日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2025年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度の定時評議員会の終結の時までには、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、改正前の寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、評議員を辞任しなければならない。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、2027年度の定時評議員会の終結の時までとする。

4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。

5 第3項の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の際現に在任する評議員のうち、第34条第1項第1号、第2号のうち学部長及び第5号の評議員の任期は、2025年度の定時評議員会の終結の時までとする。

6 2025年度の定時評議員会終結の時から就任する評議員の任期は、2027年度の定時評議員会の終結の時までとする。

7 2027年度の定時評議員会の終結の時までの評議員の定数は、第5条第2項に規定する評議員定数のうち「46名以内」とあるのは「47名以内」とし、第34条第1項第4号中「3名以内」とあるのは「4名以内」とする。

附 則(令和7年4月1日寄附行為第61号)

この寄附行為は、2025年4月1日から施行する。
